

第32回北九州市障害者ボウリング大会 【障害区分表】

障 害 区 分 (障 害 名)			障害区分番号	
肢 体 不 自 由	切 断	上 肢	片手部切断	1
			片前腕切断	
			片上腕切断	
			両手部切断	
			両前腕切断	
			両上腕切断	
			片前腕・片上腕切断	
		下 肢	片下腿切断	
			片大腿切断	
			両下腿切断	
	両大腿切断			
	多 肢 切 断			
	機能障害	上 肢	片上肢不完全	2 (車椅子常用)
			片上肢完全	
			両上肢不完全	
			両上肢完全	
		下 肢	片下肢不完全	
			片下肢完全	
			両下肢不完全	
			両下肢完全	
体 幹				
脳原性麻痺以外の 車椅子使用		頸髄損傷等による車椅子使用 胸髄・腰髄・仙髄及びその他 損傷等による車椅子使用	3	
脳原性麻痺などによる 機能障害		四肢麻痺で車椅子使用 両下肢麻痺で車椅子使用 杖又は松葉杖使用 上肢に不随運動を伴う走不能 上肢に不随運動を伴う走可能 上肢に不随運動を伴わない走不能 上肢に不随運動を伴わない走可能 右又は左の主たる片側障害（走不能）		
視 覚 障 害	視力0・光覚・手動		4	
	両眼の視力の和が、0.01以下		5	
	その他の視覚障害			
聴 覚 ・ 平 衡 ・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害			6	
知 的 障 害			7	
精 神 障 害			8	
内 部 障 害			9	
シ ュ ー タ ー 使 用 の 部			10	

<注> シューター使用の場合、自腕による投球は出来ません。